

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合

# 区画整理ニュース 17号



令和4年7月吉日発行

## ◆◆◆ 理事長挨拶 ◆◆◆

盛夏の候、組合員の皆様方にはご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、当事業の推進にご理解いただき厚く御礼申し上げます。

さて、6月25日(土)組合事務所で、「所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合第13回総会」を開催いたしました。多くの方々にご出席、また書面でのご参加をいただきまして、誠にありがとうございました。総会に上程いたしました承認事項「令和3年度事業報告書及び収支決算書並びに財産目録について」、議決事項「保留地処分規程の改正について」の議案は慎重審議のうえ、承認及び議決を頂きました。

当事業においては、今年度秋に第1弾として、業務代行者である野村不動産へ集合住宅街区の保留地の引き渡し及び商業街区の使用収益開始を予定しており、また第2弾として、今年度末に戸建街区の保留地の引き渡しも予定しております。工事に当たっては、工事車両の通行及び騒音、通行止め等でご迷惑をお掛けしておりますが、一日も早く土地利用ができるよう、鋭意努力して参りますので、皆様方のご理解とご支援をお願いいたします。

再び新型コロナウイルス感染が拡大しておりますが、引き続き感染に気を付けて、ご自愛ください。

最後になりますが、改めて皆様からの変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、ご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合

理事長 肥沼一彦

## ◆◆◆ 上空から撮影した様子 ◆◆◆

事業地内北側



事業地内南側



## ◆◆◆ 発行・お問い合わせ先 ◆◆◆

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合

住所 埼玉県所沢市大字北秋津418-5 電話 04-2946-8566 FAX 04-2946-8564  
Mail kitaakitsukumiai@vega.ocn.ne.jp



◆◆◆第13回総会報告◆◆◆

令和4年6月25日に所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合にて、本組合の第13回総会を開催し、上程した議案を慎重に審議していただいた結果、原案どおり議決されました。

当日は、組合員総数113名の内、出席者17名、書面議決による出席56名、委任状による出席6名、合計79名、出席率にすると約70%と組合員の過半数の出席を頂き開催しましたことをご報告いたします。

【承認事項】

第1号議案 令和3年度事業報告書及び収支決算書並び財産目録について

【令和3年度収支決算】

収入金額 1,263,778,016円

支出金額 1,252,545,833円

繰越金 11,232,183円（令和4年度へ繰越）

(1) 収入の部

(単位:円)

款	当初予算額	現予算額	決算額	増▲減額
第1款 事業費補助金	150,000,000	150,000,000	150,000,000	0
第2款 特別事業費補助金	450,000,000	450,000,000	450,000,000	0
第3款 公共施設管理者負担金	224,000,000	224,000,000	224,000,000	0
第4款 保留地処分金	1,964,469,000	1,946,095,814	7,377,600	▲ 1,938,718,214
第5款 寄付金・その他	400,050,000	400,050,000	402,546,230	2,496,230
第6款 繰越金	11,481,000	29,854,186	29,854,186	0
収入合計	3,200,000,000	3,200,000,000	1,263,778,016	▲ 1,936,221,984

(2) 支出の部

(単位:円)

款	当初予算額	現予算額	決算額	増▲減額
第1款 事業費	2,670,000,000	2,670,000,000	777,780,020	▲ 1,892,219,980
第2款 事務費	74,100,000	74,100,000	70,921,331	▲ 3,178,669
第3款 償還費	404,000,000	404,500,000	403,844,482	▲ 655,518
第4款 予備費	51,900,000	51,400,000	0	▲ 51,400,000
支出合計	3,200,000,000	3,200,000,000	1,252,545,833	▲ 1,947,454,167

総会においては、5月26日（木）に行われた監査の結果を高橋誠治監事より事業報告書、収支決算書、財産目録等は適法且つ適正である旨の報告がありました。

【議決事項】

第1号議案 保留地処分規程の改正について

現行の保留地処分規程では、業務代行者へ処分する保留地（集合保留地）と小規模宅地等で換地上配慮する必要があり、なおかつ買い受けを希望する組合員へ処分する保留地（付保留地）だけを処分できるという規程でしたが、今回の改正で地区内に点在している保留地（一般保留地）を公募による抽選で処分できるように改正しました。

公募の方法等について、今後検討してまいります。



議案説明の様子



総会議決の様子

◆◆◆組合からのお願い◆◆◆

●土地の権利の異動について

組合では、土地の権利関係の最新情報を常に把握する必要があります。相続や、土地の売買等で、権利を変動する予定や、変動が生じた場合は組合までお知らせください。

●仮換地の分割について

仮換地を分割したい場合には、従前地の分筆が必要となります。従前地の分筆及び仮換地の分割の際は、事前に組合までご相談ください。